

# 韓国における農業協同組合の発展

たに 　　うら 　　たか 　　お  
谷 　　浦 　　孝 　　雄

## I 韓国における農業協同組合の発達

### 1. 日本統治下における農業関係の組合の発達

日露戦争後、朝鮮を保護国とした日本政府は、韓国政府の財政を整理・改革するとともに、近代信用制度の確立を急いだ。この財政改革は、王室・政府財政の分離、土地調査事業による地税の確保、中央発券銀行の設置と旧幣の整理などを中心とするものであった。日本政府はこれを通じて韓国の財政を完全に掌握し、一方、多額の資金を投入して、植民地経営基盤の造成に努力した。農村振興を名として1907年に発足した地方金融組合もその一環として設置された。

農業関係の金融機関としてはこれに先だって農工銀行が設立されている。これは後に朝鮮殖産銀行になる政策銀行で、政府の貸下金を源資として、農業・鉱業・商業を対象とする不動産担保の長期信用機関である。地方金融組合は農工銀行の補助機関といった形で、郡段階に設置されたが、倉庫なども併設し、農産物の委託販売、農家生活品の共同購入および農民指導等も行ない、現在の総合農業協同組合と類似した機能をもっていた。地方金融組合は、組合員から一応出資金を徴収したが、その運営資金の大半は政府から貸し付けられた基金によった。

このように地方金融組合は総合農業協同組合的機能をもっていたが、漸次金融機関として純化していった。すなわち、1914年、出資金制度を強

化し、日本人移民の入会を認める一方、組合員からの貯金を受け入れるようにした。

1918年には、市街地にも金融組合を設置し、道別の連合会を組織する一方、金融業務以外の事業を禁止した。また、非組合員からの貯金も受け入れるようにしたので、金融組合は広く零細資金を集め、それを組合員に貸し出す金融機関として、純化されることとなった。1933年には、朝鮮金融組合連合会が組織され、全国的に金融の需給を調節することが可能になった。金融組合の発展を示す若干の指標を第1表と第2表に掲げる。

第1表、第2表にみられるように、日本統治20余年後の1931年には、4面<sup>(注1)</sup>に1組合の割合で設置されるに至った。また非組合員からの預金、都

第1表 金融組合の発達(村落組合のみ)―(1907~31年)

	組合数	組合員数(人)	預金(円)	貸付金(円)	不足額(円)
1907	10	5,616	0	16,267	16,267
1914	227	59,722	68,044	2,147,358	2,079,314
1918	266	137,075	1,939,343	6,601,127	4,661,784
1922	411	312,378	17,096,155	42,148,246	25,052,091
1926	488	423,001	37,499,506	59,748,190	22,248,684
1931	600	692,407	59,604,776	101,768,792	42,164,016

(出所) 車田篤、『朝鮮協同組合論』,昭和7年,16~72ページ。

第2表 道金融組合連合会(1918~31年)

	連合会数	会員数(組合)	預金(円)	貸付金(円)	不足額(円)
1918	13	278	414,629	1,519,331	1,104,702
1922	13	462	6,382,851	28,542,645	22,159,794
1926	13	558	23,010,346	33,898,062	10,887,716
1931	13	708	42,511,301	61,045,055	18,533,754

(出所) 第1表と同じ。

市組合の設置、完全な系統金融の実施などによって、1933年には貸付資金は全額ほぼ自己資金でまかなうことができるまでになった。

しかし、朝鮮総督の指導のもとで強力に押し進められた金融組合には多くの問題点があった。まず金融組合は組合形式を採っていたが、実際の運営は官選理事が独裁的に行なっており、かれらは総督府の農業政策の忠実な執行者として存在していた。

第2に、購買・販売などの経済事業は初期を除き行なわれなかった。したがって信用事業と農業経営の強化とが必ずしも結合される保障がなかった。このことはつぎに述べる金融組合の利子獲得機関化と関連して、「農民のための」金融機関としては大きな欠陥をもっていた。農民は農業資材、農業生産物の流通においては投機的商人の搾取にまかされており、他方、信用は元利保障のため確実な担保のあるものに限られ、したがって、信用基盤の脆弱な小作農等にとっては利用を制限され、厳しい組合だった<sup>(注2)</sup>。

第3に、預金は急速に増え、組合員の信用需要の大きな部分をになうようになったが、これはもっぱら非組合員の小額の貯蓄によった。1931年の預金に占める組合員の預金高は全体の22%程度であった<sup>(注3)</sup>。このため、貸付金利率は一般金融機関と比べて特に低くすることができず、長期低利資金の財源としての適格性を欠いていた。そのため土地・大家畜・農業機械の購入などには、国からの低利資金に頼らざるをえなかった。

金融組合はこうして純金融機関化して、とくに下層農民から縁遠いものになり、全国的な組織化の進展にもかかわらず、組合は農民の大多数を獲得することができなかった。

組合員数は、村落組合において1931年3月現在

69万2400余名で、これは組合設立地域総世帯数の15%程度にすぎなかった<sup>(注4)</sup>。

金融組合は広く庶民の零細貯金を吸収するとともに、政府の低利資金による融資、農工銀行や朝鮮殖産銀行からの媒介貸付などにたざさわった。これらの長期低利の資金は不動産担保による融資条件がより厳格であったため、農民の協同的發展に資したというよりも、農民の階層分解を早め、下層農民の没落の方向に作用したとみられる。

金融組合の上記のような推移と関連して、より協同組合的色彩をもつ農業組合の組織化が企図された。1915年に朝鮮重要物産同業組合令によって設立された畜産組合・養蚕組合・綿作組合・織物組合などはその一つである。これらは「朝鮮の生産品は概ねその生産の規模が小であって、製品に統一を欠き、到底大量注文に応じがたい欠点があり」、「品質の改良統一を図り、商品の声価を向上せしむるために……同業者をして団体を組織せしめ、これに適當なる指導監督を加え得る」<sup>(注5)</sup>のように設置された。自給的農業生産物を官の指導のもとに輸出商品化しようという意図のもとにつくられた統制団体であった。『韓国農政二十年史』はこれらの同業組合を評して、「これらは強制加入制度を必要とすると同時に、全く協同利益的な経済事業を行なわないことを特徴にしている」と述べている。

同業組合は1926年に民間で組織されてきた各種農業団体ともども系統農会に吸収された<sup>(注6)</sup>。農会は、1926年中に朝鮮の全郡島にわたって組織を完了した。また同会は法人の形をとったが、「農会に於ける業務執行上の指導的位置は、全く……監督官庁の官吏員を以て充当して、それぞれ監督官庁の指令の下に、その意志のままに行動せしむることとし……監督官庁の農政実施の手段的位置を

与えられて……法人資格もほとんど名義的のものになって」いたとされている。

農会が農業指導機関とするならば、1926年に設置された産業組合は農民の販売・購買事業の協同化を企図するものであった。朝鮮の産業組合制度は日本から導入された。ただ日本と異なる点は信用事業が除外されたことである。これはいうまでもなく、すでに発達していた金融組合との競合を考慮したためである。信用事業を伴わぬ経済事業は、当時の朝鮮では産業組合が発達する展望がなかったため、組合員に対する販売代金の前渡し（仮払い）、購買代金の延納（掛売）等の便宜が講じられた。それらの運営資金を調達する必要から、金融組合道連合会に参加が認められた。

産業組合は、官の監督を受けていたが、その運営は組合員によって行なわれ、各種農業団体中最も民主的な外観をもっていた。しかし、その普及はきわめて不振で、1931年までに46組合4万7508人が組織されたにとどまった。以下1931年の概況によって産業組合の発達いかんを検討しよう。販売事業は総額430万円で1組合平均11万3000円<sup>(註7)</sup>、また購買事業は82万2000円で1組合平均2万1600円である。そのほかに利用事業が1万1000円で1組合平均300円弱である。全事業分量の84%を販売事業が占めている。販売品のうち、米を主として販売する組合14、織物13、紙5、果物2となっている。運営資金217万4000円のうち、借入金が195万2000円で大宗を占め、借入金は日本大蔵省預金部低利資金に104万7000円、金融組合道連合会に88万8000円を拠っている。こうしてみると、産業組合は、米あるいは農家副産物を預金部または金連の低利資金によって共同販売する機関であったといえよう。商業関係において弱者の立場にある農民にとって有利な制度であったにもかかわらず、普

及の程度が必ずしも良好でなかったのは、高額の出資金制度にあったとともに、そもそも大多数の農民は小作制度のもとで、その生産物に対する支配権をもっていなかったことを意味するのであろう。

金融組合道連合会は傘下に金融組合・産業組合を擁して、全国的組織化を急ぎ、1933年に中央組織がつくられた。これとともに、従来、郡に一つ二つという広大な地域ごとに設立されていた単位組合の下部組織として、1935年から部落またはこれに準ずる区域に殖産契を設置した。殖産契は農村振興運動<sup>(註8)</sup>の一環として、部落段階での共同購入、共同販売、共同施設の利用など農民の経済力向上のために組織された。しかし大きな成果をあげないまま、日本の戦争政策の中で、統制機関に転化していった。

日本統治時代における農業団体の中で、前記諸団体のほかに特記すべきものとして水利組合がある。

朝鮮も東洋社会の例にもれず、専制的政府のもとで灌漑工事が行なわれてきたが、李朝の末期、中央政府の支配の弛緩とともに灌漑施設の荒廃がはなはだしかった。

1906年、韓国政府は水利組合条例を發布した。水利組合は受益区域一円の土地所有者をもって組織し、灌漑施設の設置、維持管理を行なうものであるが、当該地区の地主を強制的に加入させることができたし、諸費用の徴収にあたっては税と同様の取扱いを受けた。水利組合は1908年に全州平野に最初につくられ、1911年には7組合、その後産米増殖計画に鼓吹されて、1930年には約170組合、1935年には土地改良工事を完了した水利組合だけでも190、その受益面積21万町歩にのぼった。

水利組合の発達において特徴的なことがらは、

まず、朝鮮に土地所有者として進出していった日本人によって総督府の保護のもとに強力に組織されていったということである。水利組合は受益地域の全地主の加入が強制されたから、当然多くの朝鮮人地主も包含されたが、設置のイニシアチブはほとんど日本人がとり、密陽水利組合のごとき、一般農民の激しい反対運動を押しきってようやく土地改良を施行したのもあった。

第2に、総督府の産米増殖計画実施の過程で広く普及していったことからみられるように、総督府の手厚い保護があり、日本の食糧基地化政策を遂行する手段としての性格が濃かった。総督府の保護があったとはいえ、朝鮮人小地主にとっては、多額の水利組合費は大きな負担であった。1930年代にはいり、日本との競合関係から朝鮮での産米増殖政策が中止されるようになると、多くの水利組合が、経営困難を理由に整理されるようになった。

第3に、水利組合は地主組合であったが、単なる水利事業のみではなく、1927年には土地改良令のもとで、開田事業、耕地整理事業などの土地基盤整理事業のほかに、農事改良事業として、農事指導、採種田の設置、自給肥料増施奨励、農業資材の共同購入斡旋も行なった。この傾向は米穀の値下がり農家経済が悪化するにつれて強まり、1935年には、農村振興運動の一環として、米穀競作運動、共同防除、農業技術普及なども含まれるようになった。しかし、水利資金以外の金融は排除され、流通に関する共同事業は行なわれなかった。水利組合は、生産部面では若干の協同組合的色彩をとっていったが、流通部面までは及ばず、生産における合理化の成果を必ずしも確保できなかった。水利組合による生産合理化の利益を、流通部分をも掌握することによって完全に自己のものに

なしえたのは大地主、なかんずく日本人大地主だった。

以上のように水利組合は地主の団体として多額の政策金融を得ることによって、その利益をはかるものとして出発し、結果的には中小地主の没落、大地主の土地集中に貢献した。

強大な権力を背景にした上述のごとき官許農業団体のほかに、微力ながら朝鮮人のイニシアチブによって民間に若干の農業協同組合運動がみられた。

そのようなものとしては、留学生として日本の協同組合を知り、朝鮮に移植しようとした協同組合運動社の協同組合と、宗教団体の結成した協同組合とがある。いずれも1925、26年ごろから各地に設置された。当初から経営に難があったが、1930年代の農業恐慌の中で、資金難、弾圧などで消滅するか、農村振興運動で組織された部落振興会などに吸収されていった。

## 2. 解放後の農業協同組合設立運動

### (1) 解放後の農村団体の動き

日本統治時代結成された農村諸団体のうち朝鮮農会は、当初から政策機関の性格が濃厚だったが、日本の対中国戦争遂行の過程でますます統制機関的色彩を濃くしていった。解放後、農会はアメリカ軍政庁のもとで、このような政府の補助機動的な性格を離脱、独立的農業団体として再発足することになったが、事実上はその執行を各級行政長官が行ない、旧来の性格を払拭しきれなかった。政府の補助が打ち切られて財政難におちいったこと、統制団体時代農民との関係が悪化したこと等の原因で農会の運営は極度に困難であった。それでも1949年までは、アメリカからの援助肥料の配給業務、薬工品の買上販売、配合肥料工場の運営などを行なった。1949年大統領の勸告で農会は清

算されることになった。肥料・薬工品の取扱業務は金融組合連合会に移管され、その他の財産は農会清算委員会によって、1957年農業協同組合が新設されるまで保管されることになった。

金融組合連合会は解放後も強力な団体として活動を続けた。金融組合は1935年から殖産契を傘下におき、従来排除していた購買・販売・利用などの経済事業をその業務の中に取り入れ、また信用事業においては1940年以来、貯蓄が貸出しを上回っていた。解放後はそのほかに多くの政府代行業務を行ない、朝鮮経済に大きな役割を果たした。

まず、1946年、アメリカ軍政庁によって、中央商業代理店に指定され、政府統制物資の購買・保管・輸送・配給業務を担当した。

1948年8月からは営農資金、青田売り対策融資などの政策金融を担当した。

一方運営の民主化も進められ、1947年には官選理事制度が廃棄された。

1948年からは政府代行業務は、農会から移譲された肥料・薬工品、大韓食糧公社から引き受けた糧穀など農業関係商品に限られるようになった。

1955年ごろまで金融組合は一貫して総世帯数の56%前後を組織していた。解放後の金融組合の実績は第3表のとおりであった。

第3表 金融組合の発達—戦後(単位: 1000ウォン)

	1946年3月	1955年3月
組合数	601	540
組合員数(万人)	...	222
払込出資金	156	2,447
積立金	423	2,204
預付金	7,768	837,472
貸付金	4,428	476,061

(注) 1955年3月の卸売物価指数は1946年3月の245倍になっている。

(出所) 大韓金融組合連合会、『韓国農業年鑑』、1955年、55ページ。

金融組合の傘下団体である殖産契は1943年には全部落数の93%にわたって設置された。解放後の1954年には3万4945の殖産契が金融組合の傘下にあった。しかし事実上は組織だけのものが多く、金融組合も殖産契に対する指導を行なったが、はかばかしくなかった。このころになると、将来設置されるべき農業協同組合の母体になろうと実績づくりを急ぐ傾向にあった。

## (2) 農業協同組合法の制定

上述のように既成の農業団体が農業協同組合的な活動をしていたが、農地改革の提案とともに、農地改革によって創出される自営農民を中心とする新しい農業協同組合をつくらうとする動きが現われた。

農地改革はアメリカの強い要請もあって1950年実施されたが、農業協同組合の新設は既存の諸団体の利害が対立し、結局成立しなかった。

1950年代の前半、朝鮮戦争が安定してくるとともに本格的に農協結成運動が推進された。まず1951年大韓農民総連盟が農協組織推進委員会を結成し、中央会、道連合会などの上部組織をつくった。1952年には当時の農林部長官が農村実行協同組合を里洞・市郡の段階で結成した。また、金融組合側でも部落段階で結成されている殖産契の指導を強化して、協同組合への移行をはかる一方、協同組合推進委員会を組織して独自の協同組合運動を展開していた。

このように多様の協同組合運動があったが、これは基本的には、新しい傘下組織をつくらうとする農林部側と金融組合を軸にしようとする財務部側との対立といった、政府部内の動向を反映するものであった。1950年代前半に論議が活発化したが結局成立をみなかったのも両者の調整に失敗したためであった。

1955年韓米経済合同委員会のアメリカ側経済調整官 Wood 氏が、アメリカ人 Edwin C. Johnson 氏を招いて、韓国農村を視察させて「韓国農業信用組織と協同組合に関する建議」を答申させた。この建議は農地改革後の韓国農村の疲弊、非合法的な土地兼併、高利債の増大など農業発展を阻害するいくつかの要因を指摘し、農業信用組織と協同組合について具体的に提案している。Johnson 氏は現金融組合を改編して中央金庫をつくり、市郡金融組合およびその支所を4種兼営農業組合に改編し、その経済事業を農業銀行が支援することを提案した。

また1956年2月には、ICA がフィリピン駐在 ICA 職員 John Cooper 氏を招き、農業銀行法、信用組合法、農業組合法を成案させた。

その後、いく多の曲折を経て結局、1957年2月、農業協同組合と農業銀行が別個のものとして成立した。

1957年の農業協同組合法の特徴をつぎに検討しよう。

農業協同組合は里洞組合を単位として、市郡に市郡組合、中央に中央会をおく3段階組織とする。旧農業団体との関係では、殖産契の所有財産は里洞組合に、金融組合および市郡農会の財産は市郡組合に、金融組合連合会、大韓農会および道農会の財産は農協中央会に引き継がれた。

農業協同組合法では、中央会、市郡組合における信用事業を禁止し、単位組合である里洞組合のみ、農業銀行への預金、貸付金の斡旋、自己資金による融資をすることができることになっている。そして農民に対する信用授受は農業銀行によって、個々の農民と直接行なうようになっていた。

一方、農業銀行法によれば、資本金全額を農業協

同組合が出資し、融資においても、農民・組合・中央会に行なうことになっていたが、農業銀行の設立と同時に出示された大統領指令によって農民にのみ直接行なうようにされた。これによって、農業銀行と協同組合の経済事業が分断されることになった。

### (3) 第1次農業協同組合の発足とその成果

農協法成立以後、農協の組織化は第4表のとおり急速に進展した。しかしその実質にはかなり見劣りする点があった。

農業協同組合は、地区農民を無差別に構成員とする一般農協と、特殊業種ごとに組織する特殊農協に分かれている。一般農協は里洞組合—市郡組合—中央会の3段階構成であり、特殊農協は直接中央会に属する。第4表から知られるように、里洞組合は平均86~88名程度の小さな組織で地区も自然部落が普通である。1960年ごろまでに全里洞の

第4表 農協の組織—第1次

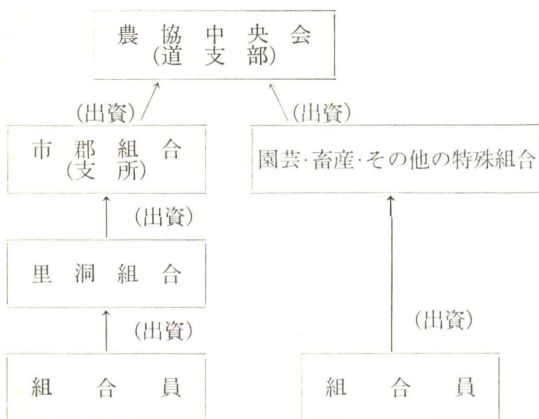
区 分		1957年	1958年	1959年	1960年
里洞組合数		5,537	7,983	17,421	18,706
同組合員数(人)		474,209	695,855	1,528,144	...
市郡組合数		24	104	167	168
同組合員数(人)		1,706	6,205	15,940	...
特	園芸組合数	10	56	77	80
	同組合員数(人)	8,328	40,153	64,185	...
殊	畜産組合数	11	99	143	152
	同組合員数(人)	25,544	204,194	305,704	...
合	その他特殊組合数	1	11	23	27
	同組合員数(人)	9,300	13,010	17,702	...

(出所) 農業銀行、『農業年鑑』、1958~1961年より作成。

90%近くに農協が設立された。市郡組合は里洞組合を組合員とする上級組織であるが、1960年までは全里洞組合が市郡組合に組織化されていたわけではない。

一方、特殊農協はしばしば市郡を越えて組織されることもあり、組織規模は一般農協よりはるかに大きい。畜産組合においては通常2000人を越える大きさであった。

1958年に農協中央会が設立されて農業協同組合は組織的に完成した。構成図を示せばつぎのとおりである。



第1次農協について、簡単にその性格にふれておこう。

まず第1に、里洞組合は規模が小さく経済事業を有効に行なえなかった。部落を単位として、小規模につくられたが、里洞組合の主要な活動は購買販売事業および信用事業にあり、生産過程での共同化はなされなかった。平均86~88人という組合員構成では、韓国農業の商品化の程度で流通過程での共同化は経済的に有利な事業量に達していない。とくに、主たる商品作物である米・麦は政府・商人の占拠率が高く、農協はほとんど立ち入ることができなかった。政府の米穀買上げ事業は、かつては金融組合が行なったが、農協設立後は政

府機関が担当しており、こうして農協の流通面でのシェアは低い。

第2に、里洞組合のみが農協のうちで信用事業を営むことができたが、農業銀行からの融資は大統領指令によって個々の農民に直接行なうようになっていたので、里洞組合の融資資源は組合員の出資金に限られた。里洞組合の出資金は1959年現在で1組合2万2000ホワン(約1万6000円)、組合員1人当たり45ホワン(約180円)にすぎないから、事実上信用事業はほとんど行なうことができなかった。

以上のように里洞組合は農業生産における共同化はもちろん、流通過程における協同化も振わなかった。

第3に、市郡組合・中央会は、信用事業の欠如によって、自主的な農協活動を推進することができず、わずかに旧団体の事業の一部継承、政府代行事業などを行なうにとどまった。1961年までに農協が(注9)取り扱ったおもな事業をあげればつぎのとおりである。

#### (イ) 購買事業

1959年から肥料および農薬を取り扱った。また1960年には農機具を購入した。いずれも、韓国銀行融資または政府財政資金の支援を得て行なった。

#### (ロ) 販売事業

1959年から薬工品を農協系統で一元的に取り扱うことになった。これは従来金融組合が扱っていたものを引き継いだもので、農協の重要な取扱い品目になっている。その他の販売品としては緑肥種子・薄荷原油のほかに軍納事業として鶏卵などがある。

#### (ハ) 利用事業

中央会は153棟1万3926坪の倉庫を所有してい

る。1959年には153棟のうち108棟（1万0203坪）を中央会で直営し、45棟（3723坪）を市郡組合に貸与して、政府管理糧穀、米穀担保融資用糧穀、肥料などの保管に使用された。1960年には20棟（1674坪）のみ直営し、残りの133棟（1万2252坪）を下級組合に貸与した。

#### (二) 加工事業

中央会は直営の配合肥料工場をもち、肥料の配合加工を行なっているが、1959～60年の実績は第5表のとおりである。

第5表 配合肥料工場加工実績（単位：1000M. T.）

年次	水稲苗代用	水稲本田用
1959年	22	80
1960年	33	40

#### (三) 共同利用施設

1959年政府は自己資金を14万ホワン以上もっている379の里洞組合に、共同利用施設設置資金として1組合当たり28万ホワンを融資した。この融資による施設設置状況はつぎのとおりである。

搗精施設	186組合
農機具購入	21 "
倉庫設置	27 "
理髪所・浴場	3 "
その他	12 "

農業協同組合の諸活動は不振な状態のままに1961年の軍事革命を迎えた。

#### (4) 農業銀行の活動

農業銀行は1956年、金融組合および金融組合連合会の業務の委譲を受けて、株式会社として発足した。政府出資を得られなかったため、一般銀行として営利本位の経営を行なわざるをえなかったが、農業金融を一元化し、財政資金を導入し、各種の農業金融を行なうことができた。のち、1957

年、農業銀行法によって特殊法人化され、1958年、資本金300億ホワンを農業協同組合・農民・農業団体が出資することになった。農協は第1回払込金として、移譲を受けることになっていた金融組合および金融組合連合会財産で振り込んだ。

農業銀行は従来産業銀行が行なっていた長期水利資金、一般銀行で行なっていた農産物収荷資金等の農業資金を集中するとともに、財政資金の融資も受けて、韓国農業金融の担当機関として活動するようになった。1958年度末（1959年3月）には全金融機関における農業関係資金貸出総額787億1100万ホワンのうち、農業銀行は783億ホワンを扱い、市中銀行が4億0700万ホワン、産業銀行はわずか400万ホワンしか扱わなかった。

農業銀行の活動実績は第6表のとおりである。

第6表 農業銀行実績（単位：100万ウォン）

区 分	1957年	1958年	1959年	1960年
	3月	3月	3月	3月
農業銀行融資源計	5,779	10,659	12,015	14,177
預受金	1,794	2,901	3,441	3,556
政府貸入金	547	6,442	7,007	8,028
韓銀借入金	3,437	1,315	1,486	2,343
農業金融債	—	—	80	250
農業銀行貸出計	4,672	8,999	9,778	11,878
農事資金	1,425	1,505	2,130	2,993
農林資金	605	556	723	685
米担資金	836	2,812	1,837	2,220
水利資金	—	3,869	4,844	5,735
高利債	—	—	242	243
肥料整資	1,805	257	—	—

（出所）前掲、『農業年鑑』、1958～1961年より作成。

農業銀行の融資財源としてはアメリカ援助見返資金特別会計資金とか、帰属財産処理特別会計資金などからの財政資金が圧倒的な比重を占め（1960年には財政資金57%、韓銀借入金17%）、融資対象としては、水利組合への長期融資が全体の48%、米担資金が19%を占めた。

貸出項目中の農事資金、農林資金などからも短期の水利資金、米肥交換資金などが出されるので、



水利および米穀担保融資関係の占める比率はさらに高いものになる。

農業銀行は農業協同組合と密接な関係をもつようになっていたが、農協の事業に対する融資は、1959年にはいってようやく行なわれるようになった。1959、1960両年度の農協に対する融資実績をみれば第7表のとおりである。

第7表 農協に対する融資（単位：100万ウォン）

区 分		1958年	1959年	1960年
融 資 合 計		8.3	72.9	203.7
組 合 別 事 業 別 資 金 別	一 般 協 同 組 合	…	43.6	154.3
	特 殊 協 同 組 合	…	29.3	49.4
	経 済 事 業	7.1	38.4	135.7
	そ の 他	1.2	34.5	68.0
財 政 資 金	8.3	72.3	202.2	
融 資	0	0.6	1.5	

（出所）前掲、『農業年鑑』1959～1961年より作成。

第7表にみるように購販事業に対する融資が全体の63%を占め、融資資源は財政資金が99.7%に達している。農協事業に対する融資は農業銀行貸出し全体のわずかに0.7%（1959年）、1.7%（1960年）にすぎない。

以上のとおり、農業銀行は農業協同組合とはまったく別個の組織として、農業金融を行なってきたが、それを通じて、農業協同組合の強化による農民の地位向上、農業生産力の増大に寄与したとはいえない。むしろ、その前身である金融組合に近い性格をもっていたといえよう。

#### （5）農業協同組合と農業銀行の統合

1960年4月、12年間にわたる李承晩政権に代わって民主党政府が登場した。新政府は経済開発5カ年計画の立案、高利債整理事業の着手など経済合理化に取り組んだ。このような経済合理化の一環として1961年1月民主党政策委員会は農業協同組合と農業銀行の統合を提起した。

民主党政権は1961年5月、軍部クーデターで倒されたが、その経済政策はおおむね、軍事政権に受け継がれた。軍事政権は同年6月農協および農銀統合処理委員会を結成、同年8月新農協設置を急いだ。

新農協の理念としては、ほとんど旧農協法を引き継いだ。軍事政権の表看板の「指導民主主義」をここに持ち込み、「暫定的措置として、農村開発のために、農協運営の自律性を止揚して、政府の直接的参与と上部機関の能動的な指導を期待」（注10）するとした。また信用事業を農協に吸収することによって、経済事業の発展をはかるが、会計処理においては信用事業と経済事業を分離し、金融の独自性を維持することにした。また、農業銀行の都市店舗は新たに設置した中小企業銀行（特殊法人）に吸収し、信用業務を農業分野に限った。

（注1） 面は日本の村にあたる行政区画である。

（注2） 「金融組合に貸し倒れなしと主張する者があるが、この事実は農業不動産担保信用の確実なるを示すものであって、資金が生産的に利用せられ、組合員の福祉が増加せられたことを証明するのなんらの証拠とはならない」。車田篤、『朝鮮協同組合論』、昭和7年、67ページ。

（注3） 組合員 18,183,471円（平均21円）  
非組合員団体 22,436,064円（＃523円）  
          ＃ 個人 47,160,093円（＃45円）  
計 88,779,628円（＃46円）

（注4） 前掲、『朝鮮協同組合論』、236ページ。

（注5） 小早川九郎、『朝鮮農業発達史・政策篇』、176ページ。

（注6） 同業組合のうち畜産組合のみは、1933年まで独立した法人として存続していた。これは、畜産組合がその「基礎が確実であって事業の成績も優秀である」という事情によったとされている。前掲、『朝鮮農業発達史・政策篇』493ページ。

（注7） ここに掲げた数値は決算を行なった38組合についてのものである。

（注8） 宇垣総督のもとで1932年から始められた一大農村更生運動。詳細は宮田節子、「1930年代日帝下朝

第 8 表 農協の組織——第 2 次

区 分	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年	
里洞組合数	21,042	21,485	21,246	18,963	17,970	
組合員数(人)	1,727,004	2,227,455	2,147,311	2,242,377	2,244,904	
1組合平均(人)	82	104	101	118	125	
郡組合数	140	140	139	139	139	
組合員数(人)	19,756	21,499	21,245	18,963	17,970	
1組合平均(人)	141	154	153	136	129	
特殊組合数	109	118	120	124	132	
組合員数(人)	…	…	…	36,174	42,929	
1組合平均(人)	…	…	…	291	325	
内	畜産組合数	59	61	71	71	75
	組合員数(人)	…	…	7,640	8,926	…
	1組合平均(人)	…	…	108	126	…
訳	園芸組合数	22	23	38	53	57
	組合員数(人)	…	…	23,032	27,248	…
	1組合平均(人)	…	…	606	514	…
その他特殊組合数	28	34	11	—	—	
中央会会員数(人)	249	258	259	263	271	

(出所) 農業協同組合中央会、『農業年鑑』, 1962~1966年より作成。

鮮における『農村振興運動』の展開』、『歴史学研究』, 第297号を参照。

(注9) 中央会および郡組合のみ。里洞組合はほとんど活動なく、特殊組合については資料が得られない。

(注10) 『韓国農政二十年史』, 1965年, 410ページ。

## II 農業協同組合の現況

### 1. 組織の現況

第2次農業協同組合の組織は、第1次農協とほぼ同一である。上に掲げた第8表は第2次農協の設置状況を示す。

まず里洞組合についてみると、1962年ごろまでに全里洞にわたって組合が設置されたが、組合員規模は1組合平均100名前後と零細であったため、組合規模拡大の方針がとられ、1964年から里洞組合の合併を指導している。1964年以降の里洞組合数の急速な減少はそのためである。

里洞組合の規模は拡大されたが、組合の実質的な内容はまだ貧弱である。中央会では里洞組合を

経営基盤整備の程度によって区分しているが、1964年、1965年の各級組合数は第9表のとおりである。

第9表 級別里洞組合数

区 分	1964年	1965年	構成比 (%)
自立組合	—	276	1.5
A 級	1,734	1,507	8.4
B 級	8,611	8,303	46.5
C 級	8,578	7,794	43.6
計	18,963	17,970	100.0

(出所) 前掲、『農業年鑑』, 1966年, 228ページ。

自立組合というのは、経営陣、購販場、倉庫などが完備して、上級組織の援助または指導がなくても、組合業務を行ないうる組合で、1965年から肥料業務と農事資金取扱業務を郡組合から移管されて行なっている。A級組合は購販場が設置され、組合業務を行なう可能性をもつ組合である。B級組合は購販場は設置されているが、経営力のない組合、C級組合は組織化は終わったが、購販場の

ない名ばかりの組合である。1965年現在、経営能力のない組合が全体の90%を占めている。

里洞組合は生産および生活指導、購販事業、利用事業、信用事業、共済事業その他の農村経済事業を行なう。信用事業は第1次農協同様自己資金の範囲内でしか行なえない。里洞組合の自己資金はごく少なく、この面では多くの寄与をしていない。

現在の農業協同組合も前身の金融組合と同様、完全な系統金融制度を採っており、余裕金はいつさい上級組合へ吸いあげられる。

郡組合は市郡単位に一つずつ設置され、平均129の里洞組合で構成している。1963年からはすべての里洞組合が郡組合に加入している。郡組合は区域内に支所を399カ所持っている。郡組合は里洞組合と同様の業務を行なうが、里洞組合と違って、金融組合時代から相当の実績があり、農業協同組合の中で中心的な存在となって活動している。郡組合は里洞組合からの出資によって設置されるが、区域内特殊農業協同組合を準組合員とすることができる。余裕金は里洞組合の例にならって、中央会に吸いあげられる。

特殊農業協同組合は畜産および園芸を営む農民によって、区域を限ることなく組織されている。1963年までは、畜産・園芸のほかに、養蚕・養鶏・家内副業などを専門にする特殊農業協同組合があったが、1964年からは畜産・園芸の2種類に区別されている。前掲第8表によれば、畜産組合が1組合平均126人と小規模なのに対し、園芸組合は1組合平均514人（いずれも1964年）と比較的規模が大きい。以上は農業協同組合中央会加盟の特殊組合であるが、このほか中央会未加盟のものがまだ21組合7676人もある。特殊組合の業務は信用事業を除くほかは郡組合同様である。特殊組

合で信用業務を営まないのは、特殊組合の組合員がおおむね里洞組合の組合員であって郡組合を通じた信用の供与を受けうるからである。

農業協同組合中央会は郡組合および特殊組合を会員として、農業協同組合の中央組織として、全国的な相互調整を行なっている。会員は1965年現在271で、ソウルに主事務所を、各道に道支部をおいている。中央会は、主事務所のほかに、ソウルに、農産物共販場、家畜人工授精所、農村家内手工業奨励館をもち、チージョン クワンジュ テーグ プサン大田、光州、大邱、釜山に農産物共販場、モクボ タンサン チャンハン釜山、木浦、群山、長項に配合肥料工場を、釜山に配合飼料工場を、また各地方に1668棟11万6874坪の倉庫を持っている。

以上のように、韓国の農業協同組合組織の現状は、上部組織ほど経営基盤がしっかりしており、個々の直接生産者を結合する里洞組合は組織・経営とも脆弱である。

農協の組織が上部ほど完備しており、下部ほど不備な段階にあるということは、農民を統制しようとする上からの政策系列が強く、農民の要求を上積み上げ、政策に反映させようとする下からの農民系列が弱いことを意味している。そして下部組織の弱さは政策の流れが下の方へ行くほど薄まり、霧散する傾向にある実態を物語っている。

## 2. 農業協同組合の活動

### (1) 指導事業

農協中央会は指導事業として現在は農民に対する営農指導と里洞組合に対する経営指導を行なっている。

韓国では農民に対する営農指導は農村振興庁（別の行政組織）でも行なっている。農村振興庁は農業および農村生活に関する試験研究と農民に対する指導を結合させ、道農村振興院——市郡農村指導所の系列で農民を指導している。農業協同組合

の指導は1963年農村振興庁と協約を結び、市郡農村指導所との緊密な連絡のもとで農協開拓員が行なっている。1965年に行なった営農指導は、政府の食糧増産対策に呼応した水稲早期栽培奨励、種子更新事業の実施、肥料増施指導、サツマイモ、苧麻・ビール麦の契約栽培、その他各種の講習会、品評会、模範田事業などである。

里洞組合に対する経営指導についてみると、里洞組合を発展程度別に区分して、重点指導を行なっている。まず、里洞組合の規模を拡大するために合併を指導し、合併して自立可能な組合を郡あたり2組合選定、長期担当指導員を派遣している。自立組合に対しては、先にみたように肥料業務と農事資金取扱業務を郡組合から移管し、指導員の協力のもとで経営の修練を積んでいる。合併組合は1965年中993で全体の5.4%だが、長期指導を受けている里洞組合は276で、全里洞組合の1.5%にしか達していない。農協中央会では1967年末までに里洞組合を8045、現在の45%に減少させようとしている。

里洞組合に対しては、他に貯蓄奨励運動を指導している。農協は1964~68年の5カ年の自己資金造成計画を実施しているが、65年までの実績は28億8000万ウォンで計画の88%に達している。これは1965年末現在農協融資資源の6.6%を占めるものであった。

## (2) 購買事業

新農協の購買事業実績は第10表のとおりである。

農協の購買事業は農業に必要な生産資材と農家生活必需品に分かれるが、後者は微々たるもので、しかも急速に減少している。購買総額は顕著に伸びているが、農機具などの固定資本財よりも、肥料・農薬などの流動資本財の伸びが大きい。流動

第10表 購買事業実績 (単位: 100万ウォン)

区 分	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年
購 買 総 額	…	12,184	13,157	16,980	33,385
生 産 資 材	…	12,069	12,372	16,380	33,172
{ 肥 料 畜 飼 養 機 具 其 他 }	3,801	9,992	10,811	13,944	30,002
	…	338	730	1,439	1,788
	…	120	190	591	640
	…	…	299	119	163
	…	…	270	239	273
生活必需品	…	115	785	600	212

(出所) 前掲、『農業年鑑』,1962~1966年より作成。

資材の中でも肥料の占める割合が大きい。肥料は1962年以来、農協総購買額の80%以上を占め、65年には90%に達している。つぎに大きな地位を占める農薬は5.4%で、肥料・農薬だけで95.4%になる。肥料供給が農協の中で大きな地位を占めるのは、農協がこの面で商人を打ち負かしたからではなく、1962年以来農民への供給ルートとして農協に一元化されたためである。農協は政府から割り当てられた肥料を政府の指定した価格で、指定された方法で農民に配分し、その間に手数料を得るにすぎない。政府は肥料供給を農業増産の最大の戦略的手段とみなし、またその供給ルートを農協に一元化することによって農村における農協の地位を強化しようという政策を採っている。

このように肥料購買事業も政府の代行業だが、農協購買事業における政府代行業の割合は62年以来90%以上になっている。購買事業にみるかぎり、農協は完全に政府の下請機関化している。

購買品のおもなものについてみると、まず肥料は1961年の42万トンから1965年の170万トンと急速に購買量が増加している。これは先に述べたように、肥料供給の農協への一元化政策によるほかに、政府の食糧増産計画で肥料供給が増大したた

めである。韓国は肥料の国産化に努力しているが、現在のところ外国からの輸入に大きく依存している。1965年現在農協中央会が引き受けた肥料170万2628トンのうち、輸入肥料150万6713トン、国産肥料は総量の11.5%にすぎない19万5915トンである。窒素・リン酸・カリ肥料以外に農用石灰49万5886トン、珪酸質肥料5000トン、花卉用肥料84トンを供給した。この中で、市郡組合を通じて農民に販売した量は148万8892トンであった。肥料の販売方法は、現金によるものが41.8%、掛売りが58.2%である。肥料の掛売りは1965年7月「糧穀と肥料の交換に関する法律」の制定により、農民の肥料買入れを容易にした。交換率は米2.3対肥料1（重量）と定められているが、米価の変動などと関連して、肥料価格については問題となろう。

つぎに農薬についてみると、肥料同様1961年以来増加しており、1961年2トン程度だったのが1962年7809トン、1965年には1万9836トンになっている。農薬も1962年に供給ルートが農協に一元化された。農協から農民に販売された農薬1万0194トン（1965年）のうち85.8%が殺菌剤、11.4%が殺虫剤であって、省力効果をもつ除草剤は0.3%の約22トンでまだ普及段階にはいっていない。

### (3) 販売事業

農協の販売事業は三つに分類される。農民から農産物を買上げて、需要者と取引を行なうものと、国軍および国連軍から注文を受けて農民から集荷するもの、および農協に設置されている5カ所の農産物共販場または農村家内工業奨励館で共販するものである。事業別の実績は第11表に示すとおりである。

事業別に内容を検討してみよう。第1の買上げ販売には、一般農産物としてサツマイモ・ビール麦・

第11表 販売事業実績（単位：100万ウォン）

区 分	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年
販売総額	489	1,450	2,494	8,201	14,205
買上販売計	203	386	619	3,246	4,548
{ 一般農産物 特殊農産物 家内副生産物	96	361	0	1,677	2,213
	107	25	17	1,117	1,971
	0	0	602	452	364
注文販売計	166	227	592	1,677	791
{ 国軍納 国連軍納	0	54	427	1,401	537
	166	173	165	276	254
共販場販売	120	837	1,283	3,278	8,866
{ 穀類 蔬菜・青果 その他 家内副生産物	24	540	605	2,208	7,545
	36	276	500	896	1,051
	—	21	121	101	172
	60	0	57	73	97

（出所）前掲、『農業年鑑』、1962～1966年より作成。

トウモロコシが、特殊農産物として綿花・菜種・マユなどの工業原料農産物が、農家副生産物として薬工品が含まれる。品目でみるとサツマイモ・マユが大きなウェイトを占めている。サツマイモ・ビール麦は需要工場と契約して農家に栽培させる契約栽培の形式を採っている。薬工品・マユは政府によって積極的に増産が奨励されている。薬工品の場合、政府自身が大口需要者で、農協は政府に代替してこの種の農家副業を奨励、生産物の集荷を行なっている。マユは政府の輸出振興策の一環として奨励されているものであり、政府の指定した製糸工場に販売することになっている。

農協買上げによる需要の確保はこの種農産物の生産に大きな刺激になっているが、買上げ資金の調達に隘路がある。

農協の買上げ販売事業の対象は農業生産の中でごく一部分しか占めていず、韓国農業全体からみれば特殊な領域にはいる生産物である。大きな取扱農産物はいずれも政府の奨励政策によって一定の補助を得て行なっている。農協の販売事業は農

民の側に立って農民側の不利を少しでも軽減するような機動性のあるものでないのが現状である。

つぎに軍納についてみよう。膨大な韓国国軍と駐韓国連軍は膨大な食品需要をもっている。軍納実績は第11表のとおりだが、1965年は前年に対し52.8%の減少を示した。軍隊は経費節約の要請があり、この面で農協は商人との販売競争に敗れたとされている(注11)。駐韓国連軍は鶏卵と野菜を大量に需要し、野菜需要930万ポンド(重量、以下同様)のうち、400万ポンドを日本または琉球から、530万ポンドを韓国で調達するが、農協には韓国割当分の34%しか配当しなかった。

つぎに共販場の運営実績についてみよう。農協の農産物共販場は、中間商人の介在を排除すること、共同出荷による大量販売の利益を得ることを目的として、1961年4月に釜山に始めて設置され、その後韓国の5大都市(ソウル、釜山、大邱、光州、大田)に設置されて今日に至っている。農協では買上げ資金不足のために、受託販売を強化する意味で、共販場運営に力を入れている。

統計では価額しかわからないが、数量でもかなり増加しているものとみられる。品目別では各年次とも穀類が大きな比重を占め、1964年、65年には69%、86%に達している。これは、韓国農業生産に占める米穀の大きさからいって当然であるが、1965年には、政府の管理糧穀の販売もここで行なわれるようになった。他の品目では青果・野菜の増大が目される。事業所別では、消費市場の大きさを反映して、ソウル、釜山が大きな地位を占め、1964年、65年では両者のみで全体の68%、76%になっている。事業収益の拡大も顕著で、1965年は前年に比し、純利益は10倍の増加であった。

つぎに副業生産物の共販についてみよう。農家の家内副業は竹細工・莞草製品・手織物等々で

1963年に設立された家内手工業奨励館で生産技術の指導、生産資金援助などのほか共販を行なっている。家内手工業奨励館の共販実績は第11表のとおりまだ非常に少ない。

最後に販売事業と購買事業の実績を比較すれば第12表のようになる。農協の購買事業は大幅な買超になっているが、購販比は1961年の10%台から65年には40%へと均衡化が急速に進んでいる。

第12表 購買事業と販売事業の対比

(単位: 100万ウォン)

区 分	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年
購買事業(A)	3,801	12,184	13,157	16,980	33,385
販売事業(B)	489	1,450	2,494	8,201	14,205
(B)/(A) (%)	12.8	19.9	19.0	48.3	42.6

(出所) 前掲, 第10表, 第11表から作成。

#### (4) 利用加工業事業

各級農業協同組合はそれぞれ自己の倉庫、加工施設、運輸装備、その他生活共同利用施設をもって、組合員に便宜をはかっている。ここでは農協の利用事業において主要な役割を果たしている倉庫、家畜人工授精、肥料および飼料配合加工工場、搗精加工工場の現状についてみてみよう。

#### (イ) 倉 庫

1964年現在、韓国の倉庫数は第13表のとおりである。

第13表 倉庫数 (1964年)

区 分	棟 数	坪 数	構成比 (%)
倉庫総数	7,346	319,880	100.0
農協倉庫	4,693	170,510	53.3
{市郡組合	{1,659	{114,592	{35.8
{里洞組合	{3,034	{55,918	{17.5
大韓通運倉庫	513	55,083	17.2
一般倉庫	1,182	62,911	19.7
公用その他倉庫	952	31,376	9.8

(出所) 前掲, 『農業年鑑』, 1965年, 第II章29~30ページ。

農協倉庫は全体の53.3%を占める。農協倉庫のうち、市郡組合の所有倉庫だけが、農業倉庫業法によって農業倉庫に指定されている。また同法は農業協同組合中央会を農家倉庫業を営みうる団体と指定している。

農協の倉庫事業には独占的に取り扱っている肥料・薬工品の比重が大きいのは当然であるが、糧穀担保融資制度、糧肥交換制度、政府管理糧穀の農協委託などによって米穀の保管が大きな地位を占めるようになってきている。農協事業の推進に伴って倉庫のもつ意味が大きくなって借用倉庫が増加しているのに、地域的分布が実状に沿わないことから、倉庫の遊休率が47%に達していることなど問題がある(註12)。

#### (ロ) 家畜人工授精

有畜農業を進展させるために1962年に家畜人工授精所が農協に設置された。しかし、現地でのセンターになる市郡組合の人工授精所が13カ所しかなく、また需要が少ないために赤字経営を続けている。1965年中には、乳牛1765頭、韓牛12頭の授精を行なっただけだった。

#### (ハ) 加工施設

農協の加工施設は各種あるが主要な施設とその生産実績は第14表のとおりである。

第14表 加工事業実績

区 分	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年
配合肥料工場数	1	4	4	4	4
同生産量(M. T.)	3,290	55,723	100,000	97,590	175,812
配合飼料工場数	—	—	10	11	11
同生産量(M. T.)	—	—	22,188	15,115	14,058
搗精工場数	—	—	9	...	2,813
同生産量(M. T.)	—	—	1,628	311,371	...

(出所) 前掲、『農業年鑑』,1962~1966年より作成。

配合肥料工場は現在、釜山、木浦、長項、群山の4工場で水稻用および麦基肥用肥料を生産している。加工能力(1日当たり1350トン)に比べ、操

業状態は悪いが、漸次増大している。配合飼料工場は釜山に1工場あるが、年間3万2000トンの生産能力に対し、その5%弱の1578トン(1965年)という操業状態である。国内需要は年間20万トンと推定されているが(註13)、飼料の割高、原料メイズの入手難等で不振を続けている。配合飼料工場は市郡組合でも10工場をもち、1万2480トンの実績をあげているが、両者合わせて1万4058トンにすぎない。農業の有畜化がおくれているため、飼料需要はむしろ減退の方向にある。

つぎに精米加工についてみると、市郡組合および里洞組合で2813工場ある。従来、精米過程は米穀商人層に掌握されていたが、農協に数多くの精米工場を設置することによって、搗精業者の中間搾取から解放される部分も現われてきた。

しかし、その精米実績およそ30万トンから推算されるように、農協の精米過程掌握率は低い。

#### (5) 信用事業

第2次農協は、農協の諸事業は信用事業との結合によってはじめて有効になしうる、という認識のもとで発足した。

農協の信用事業は市郡組合が中心となって里洞組合または個別農民との間に貸付、預受事業を行なっている。中央会は市郡組合の余裕金を吸収し全国的水準で資金需給の調整を行なっている。信用の面では里洞組合は個々の農民と同じ立場にあり、里洞段階で個々の農民に対し、信用事業を行なうことができない。このことが里洞組合の活動を沈滞させている原因となっているため、1965年から合併して規模を拡大した里洞組合に、肥料業務と農事資金取扱業務を移管し、信用事業とその他事業との結合をはかっている。

里洞組合は必ずしもまったく信用業務から排除されているわけではなく、自己資金によって農民に

対する融資を行なうことができるよう規定されている。しかし、出資金が小額なること、経済諸事業の沈滞から利益金を堆積しえないことから実質上ほとんど行なわれていない。

第2次農協（中央会および市郡組合）の融資資源実績は第15表のとおりである。

第15表 農協の融資資源と貸出実績(年末残高)

(単位: 100万ウォン)

区 分	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年	
融 資 資 源 計	16,750	22,299	27,228	30,439	43,464	
構 成 (%)	政 府 貸 下 金	57.7	63.1	55.4	52.2	33.7
	韓 銀 借 入 金	18.2	2.7	12.6	17.3	37.5
	農 業 金 融 債 券	1.5	12.0	7.8	6.5	2.1
	預 金	20.7	19.0	20.8	21.2	24.5
	預 金 ( 組 合 員 )	{28.4	{15.2	{21.1	{12.6	{11.6
	構 成 ( 非 組 合 員 )	{71.6	{84.8	{78.9	{87.4	{88.4
払 込 出 資 金	1.9	3.2	3.4	2.8	2.2	
貸 出 計	16,687	18,609	19,703	23,139	23,258	
構 成 (%)	農 業 資 金	35.1	31.1	32.1	29.8	28.2
	農 林 資 金	5.7	5.1	5.7	8.3	10.0
	米 穀 担 保 融 資 金	13.0	5.5	4.3	7.8	7.1
	高 利 債 整 理 金	16.3	14.4	12.8	10.2	9.0
	組 合 經 濟 事 業 金	—	—	1.1	7.6	11.5
	長 期 水 利 資 金	36.6	25.5	35.7	32.7	27.0
	水 産 資 金	0.8	5.4	4.5	2.7	2.3
	倉 庫 資 金	0.4	0.4	0.7	0.6	0.6
	一 般 資 金	3.1	2.7	3.0	5.3	4.2

(出所) 前掲、『農業年鑑』,1962~1966年より作成。

農協の自己資金とみなされる預金と払込出資金の総額は漸次増大してきているが、全融資財源の4分の1前後にとどまっている。1964年まで過半に達していた政府の財政資金は65年になって割合でみて大幅に減少したが、その分だけ韓国銀行からの借入れが増えている。絶対額では韓銀からの借入れが顕著に増大しているほか、自己資金である預金・出資金が大きな伸長をみせている。

預金および出資金が絶対額で大きく伸長し、比率でも漸高し、農協の自立化が高まったようだが、預金の内容をみると、第15表のとおり組合員の預金より非組合員の預金が圧倒的の比重を占めている。組合外からの預金の増大は預金金利を高め、

市中金利以下の低利資金を農民に供給するという意図から遠ざける結果となる。

つぎに貸出しの状況を見よう。農協は法によれば、一定の制限内で非組合員にも貸出しをすることができるが、いまのところごく少ない。ただ第15表でもみられるように、設立以来一貫して製造業・その他への貸出し比率が増大している<sup>(註14)</sup>。

農協の融資資源には各種あるが、預金、韓銀借入金などの金融資金は1年以内の短期資金として貸し出され、政府貸下金は中・長期資金として貸し出されている。また、農業金融債券は1961年に行なわれた高利債整理事業資金として発行された。

第2次農協の事業別貸出し実績は第15表のとおりであるが、表のうち、長期水利資金・倉庫資金などの長期資金と農業資金のうち安定農家造成資金、農業近代化資金などの中期資金が財政資金による貸出しであり、残余が金融資金による貸出しである。

水産資金と一般資金を除く農業資金の中で中・長期性資金の占める割合は1961年末の40%から漸増し、1965年末現在45%に達している。中・長期性資金の中で水利資金の占める割合が大きく、これを除くと農業資金の中で中・長期性資金の占める割合は1961年末現在4.1%、1965年末で22.3%である。

営農資金は農業資金と農林資金であるが、農林資金は経済作物または農家副業資金で、桑苗・蚕種・タバコ・畜産・綿花・薬工品などの奨励品目振興を目的とする。

つぎに一般営農資金である農業資金について1965年の場合を若干詳細にみよう。農業資金は農家の経営規模区分により、資金が貸し出された。

5反未満農家には零細農事資金として、5年以



内分割償還で肥料・農薬・種子・小農具などの生産資材と家内副業資金を供給し、5反以上10反未満農家には安定農家造成資金として、農地改良、早期栽培、貯蔵施設資金などを5年以内償還で、生産資材を1年以内償還で供給した。そして、上記以外対象者には一般農事資金として食糧増産、契約栽培、畜産資金を供給した。また、一般農事資金対象者には、ほかに農業近代化資金として、農地改良、農業機械化のための資金を5年償還で供給した。

金利は、1年以内はすべて15%であり、安定農家造成資金のうち中期のものは9%、農業近代化資金は年14%である。1965年末の各資金の貸出し状況は第16表のとおりである。

第16表 農業資金融資実績 (単位: 100万ウォン)

区 分	金 額	比率(%)
零 細 農 事 資 金	838	14.8
安 定 農 家 造 成 資 金	873	15.4
一 般 農 事 資 金	2,703	49.5
農 業 近 代 化 資 金	341	6.3
総 計	4,755	100.0

(出所) 前掲、『農業年鑑』, 1966年, 263ページ。

表にみるように、10反以上の中規模層の農家に重点的に供給されている。

さて以上はいずれも年度末の状況に基づいて検討したが、期中の実績をみるといままで述べてきたような項目についての統計は得られないが、貸出しと回収については第17表が得られた。

農協の会計は暦年で年末は資金の回収期に当た

第17表 資金の供給と回収(年間)

(単位: 100万ウォン)

区 分	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年
供 給	6,611	13,974	14,073	21,912	32,031
回 収	...	...	...	18,468	31,910

(出所) 前掲、『農業年鑑』, 1962~1966年より作成。

っているため、貸出しは先の年末現在融資実績よりはるかに多いものになっている。また期中に1回以上の回収が行なわれる金融部門の貸出しの比率が年末現在に比べ高い。回収と供給の差はちぢまっており、農協の信用事業の回転のよさを示している。また1965年の総供給は前年に比べ、46.2%という大きな増加をみせ、1961年に比べるとほぼ5倍の発展を示している(注15)。

(注11) 『農業年鑑』, 1966年版 246ページ。

(注12) 同上 249ページ。

(注13) 同上 253ページ。

(注14) 製造業・その他へは一般資金から貸し出される。

(注15) 1965年は1961年に比べ、卸売物価は1.96倍になっている。

### III 結 語

ここで、農業協同組合が韓国の農業経済の中で占める地位を検討してみよう。

1965年の農家経済調査の結果から推計した韓国農家(1反歩以上経営)総体の収支構造と農協の購販額は第18表のとおりである。

農家の農業現金収入は農産物販売額をほぼ表わし、農業経営現金支出は農業資材の購買額を示す。

収入面をみると、農協で買い上げている、イモ・マユ以外の主要作物は農協の占める割合が小さい。特に主要な現金源である穀類は農協以外の中間商人の手によって流通されている。

支出面では、肥料・農薬など主要な農業資材において農協の占める割合は大きい、家計支出ではとるに足りない(注16)。

流通面では全体としては農協は販売よりも購買の面で大きな役割を占め、韓国の工業化計画に対応して、農村市場の開拓の役割を果たすものと位置づけられる。

第18表 農家の収支構造と農協の購販額

(単位: 100万ウォン)

項目	農家全体額 (A)	比率 (%)	農協の購販額 (B)	(B)/(A) (%)
収入総額	339,468			
現金収入総額	148,399			
農業現金収入	87,445	100.0		
米	46,770	53.5	7,729	13.4
麦・雑穀	6,200	7.1		
豆・雑穀	4,696	4.3	2,079	88.2
イモ	3,072	3.5		
野菜	6,359	7.3	404	6.4
果実	1,481	1.7	648	43.8
特用作物	9,915	11.3	83	0.8
マニユ	899	1.0	1,882	209.4
畜産物	1,945	2.2	104	0.5
家内加工品	1,014	1.2	461	45.5
支出総額	333,409			
現金支出総額	154,296			
農業経営費	36,718	100.0		
肥料	17,696	71.8	30,002	169.5
農薬	1,195	4.8	1,788	149.7
飼料	2,407	9.8	163	0.7
種苗*	1,396	5.7	640	45.8
農具	992	4.0	273	27.5
兼業支	16,489			
租税・利	4,227			
計その他	96,861			
食料・衣料	36,474		212	0.6

(注) \*種畜包含。

つぎに信用供給面をみると、同じ農家経済調査による負債の借入先別供給額は第19表のとおりである。項目の公共機関・銀行の大部分が農協からの貸出しである(注17)。

農家全体の負債に占める農協融資の割合は5分の1強にすぎない。個人からの負債はだいたい、農協の利率の5倍を上回る高利債とされている(注18)。

以上農協の流通・信用面における地位をみた。農協はこのほかに技術の普及、生活改善などの機

第19表 農家の負債 (単位: 100万ウォン)

区分	金額	比率 (%)
負債総額	25,621	100.0
公共機関・銀行(農協)	5,655	22.1
個人	18,309	71.4
その他	1,656	6.5

能とともに農村における政治的な役割においても大きなものがあると思われるが、それらの評価は里洞段階での農協の活動の分析にまたなければならぬ。

(注16) 表では、農協のマニユの販売額、肥料・農薬の購買額が、農家経済調査からの推定による農家全体の同品目購販額を上回っている。マニユについては極端すぎるが、肥料・農薬は農協の在庫増加と理解される。

(注17) 農協の調査によると、農協の農民への貸出しは87億2600万ウォンで、農家経済調査からの推定数値をはるかに上回っている。

(注18) 農業協同組合中央会, *Rural Credit Survey in Korea*, 1965年によれば、個人からの負債利率の分布はつぎのとおりであった。

利率 (%)	構成 (%)
0	5.4
1.7未満	0.7
1.7~3.0	3.3
3.0~5.0	43.8
5.0~10.0	45.7
10.0以上	1.1
計	100.0

(調査研究部東アジア調査室)